

益子町デジタル地域通貨「ましコイン」 利用規約

第1章 総則、定義

第1条(総則)

本規約は、益子町デジタル地域通貨「ましコイン」のサービスの利用にあたって、適用される利用条件について定めるものです。本サービスを利用する場合は、本規約の内容を十分に理解し、本規約にご同意いただいた上で、アカウントを開設し、本サービスをご利用いただくものとします。

第2条(定義)

本規約において使用する用語の定義は、以下のとおりとします。なお、本規約内で別途定義される場合があります。

1.「ましコイン」とは、益子町が発行し、益子町デジタル地域通貨推進協議会(以下「当協議会」といいます。)が事業を実施するデジタル地域通貨であり、同条第7号及び第8号で定めるコインとポイントの総称をいいます。

2.「アプリ」とは、「ましコイン」の運用に際し、益子町が提供する電子マネー機能付きのデジタル地域通貨アプリケーションソフトウェアをいいます。

3.「ましコインサービス」(以下「本サービス」といいます。)とは、アプリによる対象商品等の代金決済等に係るサービスをいいます。

4.「加盟店」とは、当協議会との間で加盟店登録を行い、ましコインによる決済を受け入れる事業者をいいます。

5.「アカウント」とは、本サービスにおいて利用者に割り当てられたアプリの固有のアカウントをいい、アカウントの一部を構成するものをいいます。

6.「利用者」とは、アプリの固有のアカウントを開設し、ましコインを利用する個人をいいます。

7.「対象商品等」とは、加盟店が販売する商品及び提供するサービス等のうち、ましコインによる決済が認められたものをいいます。

8.「コイン」とは、ましコイン利用者のアカウントに保有され、利用者が加盟店での商品やサービス等の代金等の決済に使用することが可能な電子マネーをいいます。なお、1コインは1円に相当します。

9.「ポイント」とは、当協議会が指定するサービスにかかる景品若しくは特典として、又は本サービスに係る代金等の決済その他当協議会又は加盟店が別途定める特定の行為(以下「ポイント付与対象行為」といいます。)に対する景品若しくは特典であって、次の各号に掲げるものをいいます。なお、1ポイントは1円に相当します。

(1)お買い物ポイント 当協議会が利用者に付与するポイント

(2)地域ポイント 益子町や地域の団体等が利用者に付与するポイント

(3)限定ポイント ポイント付与対象行為のうち、利用可能な期間を限定するポイント

10.「チャージ」とは、専用の機器によって、本サービスで利用できるように現金からコインに交換することをいいます。

11.「当協議会システム」とは、本サービスを提供するために必要なシステム全般をいいます。

第 2 章 本サービスの利用

第 3 条(アカウント)

1.本サービスは、日本の通信キャリア又は Wi-Fi が利用できる端末向けサービスです。これ以外の端末でのご利用は原則としてできません。なお、本サービスをご利用できない機種端末もあります。

2.本サービスにおいて、利用者が登録する情報は、すべて真正かつ正確な情報でなくてはなりません。また、登録された情報に変更があった場合、利用者は、速やかにこれを変更後の内容に修正しなければなりません。

3.本サービスに関する一切の権利は、利用者に一身専属的に帰属します。利用者は、これらの権利を第三者に譲渡、貸与又は相続させることはできません。

第 4 条(アカウントの開設等)

1.本サービスを利用しようとする者は、当協議会所定の方法によりアカウントを開設する必要があります。なお、一人が同時に複数のアカウントを保有することはできないものとします。

2.当協議会は、前項のアカウントの開設を承認する場合、当該申請者を利用者と認め、当協議会所定の方法により、本サービスを提供するためにアカウントを開設します。

3.当協議会は、当協議会の裁量により、アカウントの開設を承認しないことができます。この場合、アカウントの開設の承認申請を行った者に対し、不承認の理由の説明その他何らの義務及び責任を負いません。

4.利用者は、アカウントの開設の際に入力した利用者の情報を厳格に管理し、第三者その他のアカウントにアクセスする正当な権限を有さない者にこれを利用させてはならず、かつ、その盗用その他の不正利用を防止する措置を自らの責任において行うものとします。

5.未成年者がアカウントを開設するためには、アカウントを開設すること及び本規約に従って本サービスを利用し、ましコインを購入その他一切の処分行為を行うことについて、事前に親権者の包括的な同意を得るものとします。

当該未成年者は、当協議会から親権者に対し、同意の確認の連絡をする場合があることにあらかじめ同意するものとします。

6.当協議会が受信したパスワードにつき当協議会所定の照合を行い、正しいものと確認して取り扱った場合、当該確認後ログアウトまでの一連の通信は、全て利用者として正当な権限を有する者により行われたものとみなし、当協議会は、不正利用その他の事故等により生じた損害について一切責任を負わないものとします。

また、アカウント情報が不正利用されたことにより当協議会に損害が生じた場合、当該アカウントを保有する利用者は当該損害を賠償するものとします。

第 5 条(アプリでの決済)

1.利用者は、本サービスを利用する加盟店において対象商品等の代金の決済その他当協議会が適当と認める加盟店による売買取引以外の決済(以下「購入外決済」といい、購入外決済により決済される取引を「購入外取引」といいます。)を行う場合に、ましコインによる代金等の決済を利用するこ

とができるものとします。

2.利用者は、ましコインで対象商品等を購入する場合又は購入外決済を行う場合は、加盟店に対し、ましコインでの決済を指定するものとします。

利用者は、①決済操作に先立ち、利用者のアプリ上に決済先及び対象商品等の代金その他当該取引に係る決済に必要な金額(以下「決済額」といいます。)を表示し、加盟店に対して提示するものとします。②利用者は、決済完了時に利用者のアプリ上に表示される決済完了画面を加盟店に対して提示するものとします。③利用者は、決済に関して加盟店から再度確認を求められた場合、加盟店が利用者のアプリから当該決済の履行の確認をすることを承諾するものとします。

3.前項の規定に従って決済操作がなされた決済額が、利用者のアプリに記録されたましコインの残高の範囲内である場合、当協議会は、当該残高から決済額相当額のましコインを減算します。当該減算がなされ、かつ当該減算相当額が加盟店に計上された時点で、利用者は、加盟店に対する対象商品等の代金等の支払義務を免れるものとします。

4.前項の定めにかかわらず、決済額がましコインの残高を超過するとき、利用者は、超過分相当額を現金その他の方法で加盟店に対して支払うものとします。

5.当協議会は、利用者と加盟店との間の対象商品等又はその他一切の取引について、当事者、代理人、仲介人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関し、いかなる法的責任も負わないものとします。

6.前項の定めにかかわらず、利用者と加盟店との間の対象商品等の取引又は購入外取引が当協議会所定の方法によって取消又は解除された場合、当協議会は、当協議会の裁量により、当該利用者のアカウントに、ましコインを返還することがあります。

ただし、付与したポイントを修正することにより、利用者のポイント残高がマイナスになる修正がある場合には、利用者のコイン残高より差し引くものとします。

また、当協議会がコインやポイントを修正することができるのは、当該取引を行った日の1週間以内までとします。

第 6 条(ましコインの残高確認方法)

1.利用者は、利用者のアカウントのアプリ上で、ましコインの残高を確認することができます。

2.加盟店においては、当協議会システムの不備その他の理由により、ましコイン利用者が使用したましコインが即時にその保有残高から引き落とされない結果、残高確認画面において表示されるましコインの残高と当該利用者の実際の保有残高が異なることがあります。

第 7 条(ましコインの払戻等)

1.ましコインの払戻や換金は、以下に規定する場合を除き、ましコイン利用者が、当協議会所定の方法によりアカウントを閉鎖した場合であってもできません。

(1)資金決済に関する法律により前払式支払手段発行者として払戻を義務づけられると当協議会が認めた場合

(2)やむを得ない事情により、利用者が、ましコインを加盟店において有効期限の範囲内で継続的に利用することが著しく困難になったと当協議会が認めた場合

2.前項の定めにかかわらず、当協議会が法令や益子町の施策の改廃、その他当協議会の都合によりましコインの取扱いを全面的に廃止した場合には、法令の手続きに従い、ましコインの残高の払戻を行うものとします。

第 8 条(コイン)

1.利用者は、当協議会所定の方法により、コインを購入することができます。コインの最低購入単位は1,000円とします。

当協議会は、利用者がコインの購入手続を完了した時点で、当該利用者に対してコインを発行するものとします。なお、コインには利息はつきません。購入したコインは、アカウントに残高として記録される形で発行されます。

2.利用者は、購入手続の完了後、コインの購入を取り消すことはできません。

3.アカウントのコイン残高の上限は7万円です。コイン残高の上限を超える対象商品等の取引及びコインの保有はできません。

4.コインの一会計あたりの利用限度額は7万円とします。決済額がコインの残高を超過するとき、利用者は超過分相当額を、ポイント、現金その他の方法で加盟店に支払うものとします。

5.コインの有効期限は、購入した年度から2年度目(購入した年度を含みます。)の3月末日とします。ただし、有効期間を過ぎた未使用のコインは、有効期限日の翌日の0時をもって失効するものとし、その後の利用又は払戻を受けることは出来ないものとします。

6.前2項の定めにかかわらず、当協議会が必要と認めた場合、個別に取引限度額及び有効期限を定める場合があります。

第 9 条(ポイント)

1.利用者は、もしコインを利用する場合、決済額200円(税込)につきお買い物ポイントが1ポイント付与されます。

2.前項に定めるほか、当協議会は、当協議会が定める時期及び方法により、利用者に対してポイントを付与することがあります。また、益子町や団体等から地域ポイントが付与されることがあります。なお、ポイントには利息はつきません。付与されたポイントは、アカウントに残高として記録される形で発行されます。

3.利用者は、付与されたポイントは、本サービスにおいて対象商品等の代金等の決済に利用できるものとします。ただし、当協議会が別途ポイントの利用条件を定めた場合には、当該利用条件に従うものとします。

4.アカウントのポイント残高の上限は無制限です。ただし、当協議会が必要と認めた場合、個別に取引限度額を定めることがあります。

5.ポイントの有効期限は、付与された年度から3年度目(付与された年度を含みます。)の3月末日を有効期限とします。ただし、限定ポイントについてはこの限りではありません。また、有効期間を過ぎた未使用ポイントは、有効期限日の翌日の0時をもって失効するものとし、その後の利用は出来ないものとします。

6.利用者は、ポイントを、本サービスにおける対象商品等の代金等の決済以外の、現金、財物、コインその他の経済的利益と交換することはできません。

また、当協議会は、法令上必要な場合を除き、理由の如何を問わず、ポイントの払戻を一切行いません。

7.当協議会が利用者にポイントを付与した後に、ポイントの付与を取り消すことが適当であると当協

議会が判断する事由があった場合、当協議会は、利用者に付与されたポイントを取り消すことができるものとします。

8.益子町ポイントカードサービス「mashipo」の会員が保有していたmashipoポイントは、ましコインのポイントとして引継ぐことが出来るものとし、アプリ上で利用することが出来るものとします。

第 10 条(ましコインの譲渡禁止)

ましコインは、他の利用者や第三者に対して、有償無償を問わず、譲渡することはできません。ただし、ましコイン寄附専用加盟店等への寄附を除きます。

第 11 条(取引制限)

当協議会は、本規約に違反すると疑われるましコインを利用した取引について制限、停止及び取消をすることができるものとします。

第 12 条(アカウントの閉鎖)

アカウントが閉鎖された場合(次条に定める退会の場合を含みます。)その他本サービスの利用が利用できなくなった場合、当該終了時点又は当協議会が別途定めた場合には当該時点で、アカウントに残っているコイン、ポイント、クーポンその他の本サービスに関連して利用者が保有する一切の権利は自動的に失われるものとします。

この場合、当協議会は、利用者が閉鎖時点で保有しているコイン、ポイント、クーポンその他の本サービスに関連して保有する一切の権利について、一切の補償又は返還等を行う義務を負わないものとします。

第 13 条(利用者による退会)

1.利用者は、本規約に定める条件及び当協議会所定の方法により自らのアカウントを閉鎖すること(以下「退会」といいます。)ができます。

2.退会と同時に、当該利用者は本サービスを利用することができなくなるものとします。この場合、当協議会は、当該利用者のアカウントに関するデータを削除することができるものとします。

3.当協議会は、退会後も当該利用者が本サービスに登録した情報を保有又は利用することができるものとし、利用者はこれを了承するものとします。

4.利用者は、退会後においても退会時点で当協議会又はその他の第三者に対して本規約に基づき負担する一切の義務及び債務(損害賠償支払債務を含みますが、これに限られません。)を免れないものとします。

5.当協議会は、退会により当該利用者及びその他の第三者に生じた損害につき、一切責任を負わないものとします。

6.利用者が、退会后、再度アカウントの開設を希望する場合は、再度本規約に従って、新しいアカウントを開設しなければならないものとします。

利用者が新しいアカウントを開設した場合においても、利用者は退会前に利用できた取引履歴等の情報が保有していた本サービスに関する又は本サービスに関連して保有する一切の権利が新しいアカウントに引き継がれないことを了承するものとします。

第 14 条(利用者としての遵守事項)

1.利用者は、以下の各号に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- (1)法令又は本規約及び本規約に付随して制定されるマニュアル等に違反する行為
- (2)公序良俗に反する行為
- (3)法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
- (4)当協議会又は第三者の法令上又は契約上の権利を侵害する行為
- (5)反社会的勢力に対する利益供与その他の協力的行為
- (6)宗教活動又は宗教団体への勧誘行為
- (7)選挙運動に関するあらゆる行為
- (8)他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示又は提供する行為
- (9)本サービスの運営に必要なネットワークシステムや物品、ましコイン事業の運営又は他の利用者の利用を妨害や支障を与える行為
- (10)不正な方法によりましコインを取得し、又は不正な方法で取得されたましコインであることを知って利用する行為
- (11)ましコインを偽造若しくは変造し、又は偽造若しくは変造されたましコインであることを知って利用する行為
- (12)当協議会所定以外の方法でのましコインの譲渡や、現金、財物その他の経済上の利益と交換する行為
- (13)本サービスが予定している利用目的と異なる目的で本サービスを利用し、又は誤認、混同を生じさせるおそれのある行為
- (14)その他当協議会が不相当と判断した行為

第 15 条(本サービスの利用停止及び本サービス利用資格の取消)

当協議会は、利用者が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに利用者による本サービスの全部又は一部の利用を停止することができ、又は利用者のアカウントを削除し本サービスを利用する資格を取り消すことができるものとします。

この場合、当協議会は、その理由を説明する義務を負わないものとします。

- (1)法令又は本規約に違反した場合
- (2)利用者のアカウント登録情報が虚偽又は不正があることが判明した場合
- (3)利用者のアカウント登録情報が既存の登録と重複している場合
- (4)ましコインの利用に関して不正行為が行われ、又は行われるおそれがある場合
- (5)パスワードの入力ミスが5回あった場合
- (6)支払停止若しくは支払不能の状態に陥った場合
- (7)本規約に基づく当協議会から利用者への本人確認の求めに対して、当該利用者が当協議会の指定した期限又は合理的な期間が経過するまでに応じなかった場合
- (8)その他利用者との取引継続を困難とする相当の事由が生じた場合

2.利用者が前項各号(第5号を除きます。)の事由のいずれかに該当した場合には、利用者は、当協議会に対する一切の債務につき当然に期限の利益を失うものとします。

3.当協議会は、利用者につき第1項各号に定める事由が生じた可能性があると認めた場合、違法行為への関与が疑われる場合その他当協議会が必要と認める場合には、当該利用者が関与する取引の停止又は解除その他の措置をとることができるものとします。

4.本条に定める措置は、当協議会の利用者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

5.当協議会は、本条に定める措置により利用者が生じた損害につき一切責任を負わず、利息その他名目を問わず追加の金銭を支払わないものとします。

第 16 条(利用者間の紛争)

1.当協議会が別途明示的に定めた場合を除き、当協議会は、利用者が本サービスを利用して行う利用者同士の紛争に関し、当事者、代理人又は仲立人とならないものとします。

2.当協議会が別途明示的に定めた場合及び当協議会に責めがある場合を除き、利用者は、利用者間で紛争が生じた場合には、すべて利用者の責任と負担において解決するものとします。また、当該紛争に関して当協議会が対応費用等(弁護士費用を含みますがこれに限りません。)の支出を余儀なくされた場合、利用者はその全額を当協議会に支払うものとします。

第3章 雑則

第17条(知的財産権)

本サービスにおける文章、イラスト、写真、動画、プログラムその他一切のコンテンツの著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権その他一切の権利は当協議会に帰属します。利用者は、あらかじめ当協議会の書面の承諾を得た場合を除き、これらの複製、改変、公衆送信、販売その他二次利用はできないものとします。

第18条(個人情報等の取り扱い)

1.当協議会は、当協議会が作成したプライバシーポリシーに従って個人情報等を取り扱うものとします。

2.利用者は、本サービスの利用前に、プライバシーポリシーを必ず確認し、その内容に同意した上で本サービスを利用するものとします。

3.利用者は、当協議会が本サービス運営に必要な業務を第三者に委託する場合、必要な措置を講じた上で、本サービスで取得した個人情報等を委託先に提供し、委託先が委託の範囲内で利用することについて同意するものとします。

4.利用者は、本サービスを通じて得た個人情報等に関して、本サービスの利用の範囲内においてのみ利用することができ、それ以外の利用はできないものとします。

第19条(反社会的勢力に関する表明等)

1.利用者は、次の各号に規定する者(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても反社会的勢力に該当しないことを確約します。

(1)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。)第2条第2号に規定する暴力団といいます。)

(2)暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員といいます。)

(3)暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

(4)暴力団準構成員

(5)暴力団関係企業

(6)総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団

(7)前各号に定める者と密接な関わりを有する者

(8)その他前各号に準じる者

2.利用者は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当協議会の信用を毀損し、又は当協議会の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準じる行為

3.当協議会は、利用者が前二項に定める表明事項又は確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、利用者に何らの催告なく本サービスの利用を停止し、本サービスの利用資格を取り消すことができるものとします。

第 20 条(インターネット接続環境)

1.本サービスの利用には、インターネットに接続する必要があり、利用者の費用と責任において、本サービスを利用するために必要となる通信回線・機器・ソフトウェアその他一切の手段を用意するものとします。

2.当協議会は、前項の機器等の準備、設置、操作に関し、一切保証又は関与せず、利用者に対するサポートも行いません。また、当協議会は、本サービスがあらゆる機器等に適合することを保証するものではありません。

第 21 条(当協議会システム)

当協議会は、当協議会システムを構成するハードウェア、ソフトウェア及びデータベース、並びに当協議会システムにより表示される、Webサイト及びアプリ画面等について、当協議会の裁量により自由にその仕様を変更することができるものとします。

第 22 条(本サービスの一時停止)

1.当協議会は、本サービスの運営又は当協議会システムの保守運用上の必要が生じた場合、システムに負荷が集中した場合、サービスの運営に支障が生じると当協議会が判断した場合、利用者のセキュリティを確保する必要があると判断した場合その他当協議会の裁量により必要であると判断した場合には、利用者に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一定期間停止することができるものとします。

2.天災地変、戦争、内乱、法令(日本及び日本以外の国又は地域の制定するものを含みます。)の改廃・制定、公権力の処分、経済情勢の著しい変動その他不可抗力により、本サービスの履行不能又は遅延が生じたときであっても、当協議会は一切責任を負わないものとします。

3. 第1項の場合も、当協議会は、利用者に対し、損害賠償等の責めを負わないものとします。

第 23 条(本サービスの終了)

1.当協議会は、当協議会の裁量により、利用者への事前通知をすることなく、いつでも本サービスの全部又は一部を終了及び変更することができるものとします。

2.当協議会は、前項の本サービスの終了及び変更による損害について、利用者及び第三者に対して一切責任を負わないものとします。

第 24 条(端末の盗難・紛失等)

利用者が本サービスの利用のために使用するスマートフォン等の端末の盗難・紛失があった場合、利用者のアカウント情報が詐取・漏洩にあった場合、その他本サービスの不正利用の可能性が生じた場合、利用者は直ちに当協議会所定の本サービス利用停止手続を行うものとします。

第 25 条(損害賠償)

1.利用者が本規約に違反した場合、故意過失を問わず、当該利用者が、当該違反により損害を受けた利用者及び第三者に対する損害賠償責任を含む、一切の責任を負うものとします。また、利用者がかかる違反行為を行ったことにより、当協議会が損害を被った場合には、当事者は連帯して当該損害を賠償するものとします。

2.当協議会は、当協議会による本サービスの提供の停止、終了又は変更、アカウントの閉鎖、本サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障、利用者が本サービスの利用のために使用するスマートフォン等の端末の盗難・紛失、利用者のアカウント情報の詐取・漏洩等、その他本サービスに関連して利用者が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。

第 26 条(登録事項の変更)

1.利用者は、当協議会所定の登録事項に変更があったときは、当協議会所定の手続により、当協議会に通知するものとします。

2.前項の登録事項に変更があったにもかかわらず、利用者が当協議会に対して通知していない場合、当協議会は、登録事項に変更がないものとして取り扱うことができるものとします。

3.利用者が通知を行わなかったことにより生じた損害については、当協議会は一切責任を負わないものとします。

第 27 条(通知)

1.利用者への通知及び連絡は、当協議会が運営するウェブサイト、アプリケーション内への掲載又は SNS での発信その他により行うものとします。

2.当協議会は、利用者に個別に連絡をする必要があると判断した際、利用者へ電子メール又は電話等により連絡を行うことができます。

3.当協議会からの通知及び連絡が不着であったり遅延したりといったことによって生じる損害について、当協議会は一切の責任を負いません。

4.利用者が当協議会に通知、連絡又は問い合わせをする必要が生じた場合、当協議会ホームページのお問い合わせフォームを利用又はアプリ内のお問い合わせ先へ連絡するものとします。当協議会は、利用者からの連絡又は問い合わせがあった場合、当協議会所定の方法により、利用者の本人確認を行うことができるものとします。また、問い合わせに対する回答方法に関しては、当協議会が適切と考える回答方法を利用することができるものとし、その回答方法を利用者等が決めることはできないものとします。

第 28 条(譲渡禁止等)

1.利用者は、当協議会の書面による事前の承諾なく、本規約に基づく契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、貸与その他の処分をすることはできないものとします。

第 29 条(本規約等の変更・廃止)

1.当協議会は、相当の事由があると判断した場合には、当協議会の判断により、本規約等をいつでも変更又は廃止することができるものとします。

2.当協議会は、本規約等を変更又は廃止するときは、利用者に通知し、又は当協議会のウェブサイトにおける表示により告知するものとします。

3.利用者が本規約等の変更に同意した場合、本規約等の変更の効力が生じた後、利用者が本サービスを利用した場合(この場合には、変更後の本規約等に同意したものとみなします。)又は民法第548条の4第1項第2号の規定に従った本規約等の変更の効力が生じた場合、変更後の本規約等が適用されるものとします。

第 30 条 (準拠法)

本規約に関する準拠法は、全て日本国法とします。

第 31 条 (管轄)

本サービスに起因又は関連して加盟店と当協議会との間に生じた紛争(裁判所の調停手続きを含む)については、宇都宮地方裁判所又は真岡簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 32 条(お問い合わせ)

ましコインに関するお問い合わせ窓口は以下のとおりです。

益子町デジタル地域通貨推進協議会

デジタル地域通貨発行者・総合お問い合わせ先

益子町産業建設部観光商工課

〒321-4293 益子町大字益子2030

TEL 0285-72-8845

mail kankou@town.mashiko.lg.jp

加盟店お問い合わせ先

〒321-4217 益子町大字益子2044-1(益子町商工会内)

TEL(直通) 080-4743-4139 / 080-4743-4017

mail mashiko.dcc@gmail.com

(受付時間 8:30~17:00 但し、土日祝日年末年始は除く)